

(別紙4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道遠別町					
プ ラ ン の 名 称		遠別町立国保病院改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 6 月 30 日					
対 象 期 間		平成 20 年度 ~ 平成 24 年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	遠別町立国保病院					
	所 在 地	北海道天塩郡遠別町字本町1丁目3番地					
	病 床 数	一般病床16床・療養病床30床					
	診 療 科 目	内科、外科、小児科、婦人科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		遠別町立国保病院は過疎・高齢化の進む地域で、当町唯一の医療機関として、町民の入院医療、救急医療等の提供、遠別町の企画する健康づくり事業に積極的に協力するとともに、介護施設等との連携により、遠別町民の健康増進に貢献することを目指している。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		現在まで各種手当の見直し、1病棟から2病棟への見直しや、院外処方、各種業務委託などを導入し経営改革に取り組んできた。 近隣の病院との連携をさらに深め収益増に努力するが、不足する分については今後も繰出し基準に関する総務省通知の考え方及び地方交付税基準財政需要額算入内容に基づき経費負担を行う。					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	経常収支比率	86.8	96	95.4	100	100	100
	職員給与費比率	129.3	120.4	130.5	128.8	128.8	128.8
	病床利用率	62.9	64.5	65.2	65.2	73.2	73.2
上記目標数値設定の考え方		<p>不足分は一般会計から繰入金を増額し経常収支比率の目標を設定した。 過疎地における地域医療を確保するため、救急も維持しなければならず、これ以上の職員削減はできず、常勤医及び出張医に要する経費も割高で、職員給与比率についてはガイドラインに沿った目標を設定することはきわめて困難である。 病床利用率については、近隣の一般病院との連携を深め療養病床の利用率向上を目指す。規模適正化のため平成23年度に療養病床の一部を削減する。</p> <p>(経常黒字化の目標年度: 22年度)</p>					

				団体名 (病院名)	北海道遠別町 (遠別町立国保病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
年間延入院患者数		10,594	10,822	10,950	10,950	10,950	10,950
年間延外来患者数		21,949	22,399	22,500	22,500	22,500	22,500
年間外来実人数		12,179	12,660	12,670	12,670	12,670	12,670
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的经营手法の導入	給食業務委託について検討の結果、経費削減にならないので導入を見送ったが、今後も引き続き給食業務委託について検討する 平成15年度から院外処方導入済み 平成10年度から医事業務委託導入済み				
		事業規模・形態の見直し	平成23年度に規模適正化のため、療養病床の一部を削減する 平成15年度から一般病床62床を、一般病床16床、療養病床30床に見直し済み				
		経費削減・抑制対策	理学療法助手1名退職不補充 理学療法科診療時間短縮(8時30分～12時まで) レセプトオンラインシステム導入 医療機器の共同利用(天塩町立国保病院CT利用)導入済み 医療職給料表導入済み 管理職手当削減済み 特勤手当見直し済み 旅費見直し済み 医事システム、会計システム、薬品システム、給食システム導入済み 清掃業務、リネン業務、警備業務、公務補業務の委託導入済み				
		収入増加・確保対策	初山別村の乳幼児健診受入れ 近隣の病院と連携を深め、他院では標榜していない婦人科・小児科・療養病床の患者を積極的に受入れる(道立病院からの療養病床患者受入れ) 効率的な改善対策として一般病棟・療養病棟を1病棟に見直す検討の結果、医師及び看護師の増員が必要であり、人材確保が難しく現状維持とする				
		その他	町広報誌へ病院便りを掲載し病院のPRに務める 病院職員による病院経営検討学習会を継続し職員の意識改革、資質向上を促進する 夜間診療について検討する(午後5時～7時) 病院ボランティアの呼びかけ(花壇整備等) 医師の負担軽減のため、土・日の宿日直は、月2回出張医で対応している 通院のための交通手段として重要な、ハイヤー等の安定運行が必要 繰入金について、財政担当と随時協議を行いながら進めている				
		各年度の収支計画					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度 61.1	18年度 59.7	19年度 62.9			
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成23年度に療養病床の一部を削減する					

団体名 (病院名)	北海道遠別町 (遠別町立国保病院)
--------------	----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当遠別町立国保病院が所在する留萌医療圏域には、下記の公立病院が開設されている。(当病院46床、留萌市立病院350床、道立羽幌病院120床、天塩町立国民健康保険病院48床、幌延町立病院36床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	自治体病院等広域化・連携構想(平成20年1月)によれば、当院は留萌中部区域(羽幌町・遠別町・苫前町・初山別村)に位置づけられ、「中核的医療機関(道立羽幌病院)との連携のもと、診療所化を含めた規模の適正化について検討する必要があると考えます」とされている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<p><時期> 平成20年5月</p> <p>平成21年5月</p> <p>平成24年度末まで</p>	<p><内容> 留萌地域自治体病院等広域化・連携検討会議設置</p> <p>道立羽幌病院は医師不足により「中核的医療機関」として対応することができず、道立羽幌病院及び遠別町立国保病院は二次医療圏域内の留萌市立病院を中核的医療機関として広域連携を図る。 遠別町立病院は中核的医療機関まで90kmの位置にあり、救急も含め今後も現在の経営形態を維持する。</p> <p>同検討会議の中では、救急医療などの広域で支えるべき医療についての経費負担のあり方について議論がなされているところであり、このような取り組みを含め、地域医療のあるべき姿に向け、広域的な連携をさらに深めていく。</p>
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 診療所化 <input checked="" type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要	<p><時期> 平成21年6月</p> <p>平成24年度末まで</p>	<p><内容> 遠別町立国保病院は、中核的病院まで90kmの位置にあり、公共の交通機関は路線バスのみである。 冬期間は吹雪により国道が通行止めになることもあり厳しい地域で、町内唯一の医療機関として入院及び救急は最低限必要で、今後も病院の形態による経営が必要である。</p> <p>しかし、将来特別養護老人ホームの増床が計画されており、自宅生活が困難な高齢者に対して、特養を含めた町全体の受入数について研究・検討する必要がある。</p>
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	住民による検証委員会を設置し、年1回点検・評価し、町広報誌及びホームページで公表する	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年6月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	北海道遠別町(遠別町立国保病院)
--------------	------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度
区分	18年度							
	19年度							
収	1. 医業収益 a	221	222	230	245	245	245	245
	(1) 料金収入	194	196	204	217	217	217	217
	(2) その他	27	26	26	28	28	28	28
	うち他会計負担金	12	12	12	12	12	12	12
	2. 医業外収益	144	154	184	169	189	189	189
	(1) 他会計負担金・補助金	141	150	180	165	185	185	185
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	3	4	4	4	4	4	4
	経常収益(A)	365	376	414	414	434	434	434
	入	1. 医業費用 b	409	419	417	424	424	424
(1) 職員給与費 c		272	286	277	304	300	300	300
(2) 材料費		33	35	41	39	40	40	40
(3) 経費		91	88	91	72	75	75	75
(4) 減価償却費		13	10	8	9	9	9	9
(5) その他		0	0	0	0	0	0	0
2. 医業外費用		16	14	14	10	10	10	10
(1) 支払利息		9	8	7	6	6	6	6
(2) その他		7	6	7	4	4	4	4
経常費用(B)		425	433	431	434	434	434	434
出	経常損益(A)-(B)(C)	-60	-57	-17	-20	0	0	0
特別損益	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	5	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	-5	0	0	0	0	0	0
純	損益(C)+(F)	-65	-57	-17	-20	0	0	0
不良債務	累積欠損金(G)	132	189	206	226	226	226	226
	流動資産(ア)	212	162	144	121	121	121	121
	流動負債(イ)	15	16	17	17	17	17	17
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額	0	0	0	0	0	0	0
	差引 不良債務 { (イ)-(I) } - { (ア)-(ウ) } (オ)	197	146	127	104	104	104	104
単年度資金不足額()	54	51	19	23	0	0	0	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	85.8	86.8	96.0	95.4	100.0	100.0	100.0	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(イ)} \times 100$	89.1	65.8	55.2	42.4	42.4	42.4	42.4	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	54.0	52.9	55.2	55.0	55.0	55.0	55.0	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	123.1	129.3	120.4	130.5	128.8	128.8	128.8	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)	-	-	-	-	-	-	-	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	-	-	-	-	-	-	-	
病床利用率	59.7	62.9	64.5	65.2	65.2	73.2	73.2	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	北海道遠別町(遠別町立国保病院)
--------------	------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度
区分								
	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0
収	2. 他会計出資金	8	9	9	10	11	11	12
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	4	23	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0
	収入計(a)	8	9	13	33	11	11	12
入	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0	0
	純計(a) - ((b) + (c)) (A)	8	9	13	33	11	11	12
	1. 建設改良費	5	0	10	25	0	0	0
支	2. 企業債償還金	12	13	14	15	16	17	18
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
	支出計(B)	17	13	24	40	16	17	18
差引不足額(B) - (A) (C)		9	4	11	7	5	6	6
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	9	4	11	7	5	6	6
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
計(D)		9	4	11	7	5	6	6
補てん財源不足額(C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)		0	0	0	0	0	0	0
実質財源不足額(E) - (F)		0	0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度
収益的収支	(0) 152,468	(0) 162,215	(0) 191,535	(0) 176,609	(0) 197,000	(0) 197,000	(0) 197,000
資本的収支	(0) 8,112	(0) 8,698	(0) 13,041	(0) 32,785	(0) 10,724	(0) 11,499	(0) 12,330
合計	(0) 160,580	(0) 170,913	(0) 204,576	(0) 209,394	(0) 207,724	(0) 208,499	(0) 209,330

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。